

高松市立みんなの病院医療情報システム更新業務  
事業者選定プロポーザル実施要領

令和4年7月25日

令和4年7月26日 一部修正

1 目的

高松市立みんなの病院では、電子カルテシステムを始めとした基幹システムと院内の様々な部署において使用する部門別システムで構成する医療情報システムを導入しているところであるが、平成28年3月の稼働開始より6年が経過しており、今後におけるシステムの安定稼働や業務効率化を図るために、医療情報システムの更新が必要になっているところである。

このことから、令和5年3月を目途に医療情報システムの更新を目指し、公募型プロポーザルにより広く事業者からの企画・提案を募集するとともに、総合的な判断により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 提案の審査及び契約の方法

公募により、参加資格を有する者から、医療情報システム更新に関する提案を受け、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と当院の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

3 提案参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの公表の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年告示第403号）による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) パッケージ型電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において病床数300床以上の病院で10件以上の導入実績があること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

4 提案への参加申込及び辞退等

(1) 提案への参加を希望する者は、必要事項を記入の上、以下のものを提出すること。

- (ア) 「提案参加申込書」様式1
- (イ) 「事業経歴書」様式任意
- (ウ) 「誓約書」様式2
- (エ) 「秘密保持誓約書」様式3
- (オ) 「委任状」様式4
- (カ) 「実績書」様式5 ~~（3（3）に該当する実績）~~ → （3（4）に該当する実績）
- (キ) 高松市入札参加資格者名簿に登載されていない事業者にあつては次に掲げるもの

- ① 現在事項全部証明書
- ② 納税証明書（税務署発行の様式その3の3）
- ③ 財務諸表等（直近決算のもの）
- ④ 営業案内等

(ク) 提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、「辞退届」様式6を提出すること。

(2) 提案参加申込書の提出期間

令和4年7月25日（月）から令和4年7月28日（木）までのそれぞれ午前9時から午後5時までの間。

(3) 提出先

高松市仏生山町甲847番地1 高松市立みんなの病院 医事課情報管理室

(4) 提出方法

4（3）の提出先へ直接持参による。なお、郵送等での提出は、認めない。

(5) 仕様書の交付

仕様書は提案参加申込書を持参の際に交付します。

5 現地確認

下記（ア）～（ウ）等の現行設備、環境の確認が必要な場合は、申し出ること。

（ア）サーバー室

（イ）ネットワーク環境

（ウ）その他確認が必要と思われる設備

令和4年7月25日（月）から令和4年7月29日（金）までのそれぞれ午前9時から午後5時までの間。

\*なお、確認を行う場合は7（2）に掲げる問い合わせ先に事前連絡を行うこと。

6 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の（ア）～（カ）とする。

（ア）「企画提案書」 表紙、様式7

（イ）「企画提案書要約版」 表紙、様式8

（ウ）「次期病院医療情報システム仕様書回答」

（エ）「実施計画書」 様式9

（オ）「構築及び保守費用見積書」（常駐保守員費用含む） 様式10

（カ）「会社概要」 様式任意

(2) 提出書類の受付期間

令和4年7月25日（月）から令和4年8月5日（金）までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

4（3）に同じ。

(4) 提出方法

4（4）に同じ。

(5) 提出部数

正本1部及び副本15部並びにデジタルデータ

(6) 企画提案書

作成に当たっては別紙「企画提案書記載依頼事項」の項目について記載すること。なお、今回の見積に含まれている内容のみを記載すること。様式は任意とするが、A4版縦長、

横書き両面印刷とする。図面等、構成上やむを得ない箇所については、A3版横長、折り畳み片面印刷も可とする。表紙には様式7を使用し、必要事項を記載すること。なお、枚数は、表紙、目次を合わせて25枚以内とする。

(7) 企画提案書要約版

「企画提案書」の項目について、要約し記載すること。今回の見積りに含まれている内容のみを記載すること。また、評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集、構成に配慮すること。様式は任意とするが、A4版縦長、横書き両面印刷とする。図面等、構成上やむを得ない箇所については、A3版横長、折り畳み片面印刷も可とする。表紙には様式8を使用し、必要事項を記載すること。なお、枚数は表紙を含めて5枚以内とする。目次は不要とする。

(8) 次期病院医療情報システム仕様書回答

各要件の回答を「次期病院医療情報システム仕様書回答」の回答欄に記載し、作成すること。各要件に対して、対応可能なものは「○」、対応不可のものは「×」、カスタマイズ、若しくは代替案にて対応可能な場合には備考欄に具体的に詳細を記載し、「△」と記載すること。「△」要件の具体的な詳細については、当院で「×」と判断する場合もある。また、「△」要件で費用が必要な場合は、見積もりに含めること。

(9) 実施スケジュール

業務全体のスケジュール（開発スケジュール、教育スケジュール等）を様式9により作成すること。なお、行数が不足する場合は追加も可とする。

(10) 構築及び保守費用見積書

構築（システム更新に係る費用）、保守費用（更新から5年間ソフト、ハード、常駐保守員含む）、データ抽出費用（参照用サーバー構築でも可）に係る見積もりを様式10により作成すること。金額は日本国通貨、消費税及び地方消費税込で記載すること。企画提案書、企画提案書要約版両方の最後のページに挿入すること。

提案に含まれる調達範囲は以下のものとなっている。詳細は仕様書にて確認すること。

- (ア) 各種ハード
- (イ) 医事、オーダーリング、電子カルテシステム、看護支援システム
- (ウ) 各部門システム
- (エ) ネットワーク（新規配線が想定される個所含むネットワークに関する費用。）
- (オ) データ抽出
- (カ) 既存機器、システム接続連携費用（連携相手側費用も含む。）
- (キ) その他ハブやケーブル等システム構築に係る部材一式
- (ク) 電源、空調設備（現行システムと新システムが並列運用できるようにすること。）

(11) 会社概要

様式は任意とする。簡潔にまとめるよう配慮すること。

(12) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

7 提案に関する質問

(1) 要領

本提案に関する質問は、様式11を利用し、電子メールで件名を「医療情報システム更新業務」とし、7(2)の問い合わせ先まで送信すること。なお、質問メールの到着を確認したら、当方より受信メールを返信する。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 問い合わせ先

高松市仏生山町甲 8 4 7 番地 1 高松市立みんなの病院 医事課 情報管理室  
担当：山口・飛弾  
電子メール：ijika\_hp@city.takamatsu.lg.jp  
TEL：0 8 7 - 8 1 3 - 7 1 7 1（代）  
FAX：0 8 7 - 8 1 3 - 6 3 1 1

(3) 質問期限

令和 4 年 8 月 1 日（月）午後 5 時まで

(4) 質問に対する回答

令和 4 年 8 月 4 日（木）までにメールにて回答する。

8 事業費等

医療情報システム更新、現行システムのデータ抽出移行及び令和 4 年度中の保守費用（常駐保守員を含む。）は **2 7 1, 7 9 7** 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、令和 5 年度以降の 5 年間分（6 0 か月）の保守費用（常駐保守員含む。）は **1 5 1, 7 0 8** 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。なお、本業務の執行に必要となる各種手続き等に要する費用を含むこととする。

9 提案審査の概要

本提案公募に対し、第 1 次審査を行い、得点の上位 3 事業者程度を決定する。決定した上位事業者において、プレゼンテーションによる第 2 次選考を行う。

(1) 参加資格の確認

3 で掲げる提案参加資格を満たし、4（1）で掲げる提出書類に不備がない事業者に仕様書を配付する。

(2) 1 次審査

提出された書類について、プロポーザル選定基準の 1 次審査の評価項目に基づき、評価を行い、提案評価上位 3 事業者程度を決定する。1 次審査からもれた事業者には別途通知する。

(3) 2 次審査

1 次審査で選考された提案評価上位の事業者に対しては、企画提案記載依頼事項の内容に基づくプレゼンテーションの実施を要請し、プロポーザル選定基準の 2 次審査の内容に基づき審査する。

\*実施予定日 令和 4 年 8 月 1 9 日（金）

(4) 最終審査

1 次審査と 2 次審査の評価点を合算し、審査を行う。

1 0 選定のポイント

別紙プロポーザル選定基準のとおり

1 1 最終審査結果通知について

(1) 審査結果通知書により提案審査の結果を通知する。

(2) 失格

(ア) 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。

(イ) 3 の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

(ウ) 6（8）のなお書に該当する場合。

(3) プロポーザル参加者が 1 事業者のみであっても、審査対象とする。

## 1.2 今後のプロポーザル入札に係るスケジュールについて

今後のスケジュールの予定については以下の通りとなっている。

日 程	項 目
令和4年7月25日（月）	公示（実施要領公布）
令和4年7月25日（月）	質問書受付開始
令和4年7月28日（木）	提案参加申込書受付終了
令和4年7月29日（金）	現行設備等の確認終了
令和4年8月1日（月）	質問書受付終了
令和4年8月4日（木）	質問に対する回答
令和4年8月5日（金）	提案書類受付終了
令和4年8月12日（金）	第1次審査結果通知
令和4年8月19日（金）	プレゼンテーションの実施
令和4年8月中旬～下旬	最終審査通過者との協議、調整
令和4年8月下旬	随意契約締結

※なお、当院側の都合により日程変更等を行う場合には、事前に提案参加者へ連絡をする。

## 1.3 その他

### (1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

### (2) 提出書類

(ア) 提出された書類は、返却しないものとする。

(イ) 提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

### (3) 留意事項

本提案の審査は事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い、調整の後双方合意に至った場合に各契約を締結するものとする。